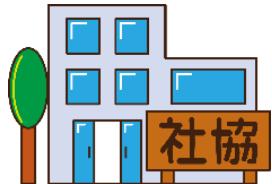




生活困窮者自立支援事業

多久市生活自立支援センターだより



すてっぷ

第 106 号 (2025 年 10 月発行)

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。

当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぷ】を発行しています。

この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

無料低額診療事業の紹介

無料低額診療事業とは、経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、法律に基づいて、無料または低額な料金で診療を行う事業です。

● 例えば、このような方から相談をいただいているます。

- ① 医療費の支払いをすると、生活が困難になってしまう。
- ② 病気や障害のため仕事ができず、医療費の支払いが困難。
- ③ 失業などにより収入がなくなり、医療費の支払いが困難。
- ④ 国保料金が払えず、保険証を持ってない。
- ⑤ 医療費が支払えないため、治療を受けられない。



佐賀県には、3 つの無料低額診療事業を行う医療機関があります。
詳しくは、多久市生活自立支援センターへお尋ねください。

文責 北島

多久市生活自立支援センター(多久市社会福祉協議会)

☎ 0952-75-3593

相談時間 8:30~17:00

閉館日 土・日・祝・年末年始

時間外の相談については
事前にお問い合わせください。

相談員：北島・安藤・小野原・山田